

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人東山会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町梅ヶ枝町 370-1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 54 年 3 月 15 日

(4) 設立登記年月日 昭和 54 年 3 月 26 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	森 省一郎	
理 事	森 省三郎	
同	村瀬 定治	
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	該当なし			
診療所	長良川クリニック	2110401037	岐阜県羽島市竹鼻町 梅ヶ枝町 370-1	一般病床 0 床
介護老人 保健施設	夕霧	2150480016	岐阜県羽島市竹鼻町 梅ヶ枝町 370-1	入所定員 100 名 通所定員 0 名
介護医療院	該当なし			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和8年5月26日

令和7年度決算の決定

令和8年5月26日

理事、監事及び役員任期満了選任

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 26-3

法人名 医療法人 東山会

※医療法人整理番号 00042

所在地 岐阜県羽島市竹鼻町梅ヶ枝町370-1

財 産 目 録
(令和 8 年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	2,007,909 千円
2. 負 債 額	686,609 千円
3. 純 資 産 額	1,321,300 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	437,555
B 固 定 資 産	1,570,354
C 資 産 合 計 (A + B)	2,007,909
D 負 債 合 計	686,609
E 純 資 産 (C - D)	1,321,300

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 2 6 - 1 - 3 (旧法：病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人東山会

※医療法人整理番号 0 0 0 4 2

所在地 岐阜県羽島市竹鼻町梅ヶ枝町370-1

貸借対照表
(令和8 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	437,555	I 流 動 負 債	14,667
現金及び預金	363,276	支払手形	0
事業未収金	69,798	買掛金	5,114
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	3,755	未払金	0
前渡金	0	未払費用	9,471
前払費用	274	未払法人税等	72
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	452	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	1,570,354	前受金	6
1 有 形 固 定 資 産	671,711	預り金	4
建物	364,668	仮受金	0
構築物	4,741	その他の流動負債	0
医療用器械備品	2,444	II 固 定 負 債	671,942
その他の器械備品	194	医療機関債	0
車両及び船舶	0	長期借入金	2
土地	295,544	繰延税金負債	0
建設仮勘定	0	役員退職慰労引当金	648,000
その他の有形固定資産	4,120	退職慰労引当金	23,940
2 無 形 固 定 資 産	1,533	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	686,609
ソフトウェア	637	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	896	科 目	金 額
3 その他の資産	897,110	I 資 本 金	0
有価証券	320	II 資 本 剰 余 金	0
長期貸付金	0	III 利 益 剰 余 金	1,321,300
役員等長期貸付金	0	利益準備金	100,000
		別途積立金	2,500,000
		設立等積立金	35,000
		繰越利益剰余金	△ 1,313,700
長期前払費用	0	IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	896,790	繰延ヘッジ損益	0
		純 資 産 合 計	1,321,300
資 産 合 計	2,007,909	負債・純資産合計	2,007,909

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2 6 - 2 - 1 (病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名医療法人東山会

※医療法人整理番号00042

所在地岐阜県羽島市竹鼻町梅ヶ枝町370-1

損 益 計 算 書
(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		414,817
2 事業費用		
(1)事業費	446,754	
(2)本部費	0	446,754
本来業務事業利益		△ 31,937
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		△ 31,937
II 事業外収益		
受取利息	0	
その他の事業外収益	7,948	7,948
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用	0	0
経常利益		△ 23,989
IV 特別利益		
固定資産売却益	3	
その他の特別利益	4,220	4,223
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		△ 19,766
法人税・住民税及び事業税	72	
法人税等調整額	0	72
当期純利益		△ 19,838

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 東山会

理事長 森 省一郎 殿

私（注 1）は、医療法人東山会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 26 日

医療法人東山会

監事 柘植 俊宏

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。